



平成30年4月2日

各 位

指定代理請求人の範囲を拡大

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）は、「指定代理請求特約」の指定代理請求人の範囲を拡大いたしました。

「指定代理請求特約」は、保険金等の受取人である被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」がある場合に、あらかじめ指定した「指定代理請求人」が被保険者に代わって保険金等を請求することができる特約です。

今般、お客さま利便性向上の観点から指定代理請求人の範囲を拡大いたしました。

現在、継続中のご契約に対しても、新たな保険料のご負担なく付加いただくことができ、改正後の範囲で指定代理請求人をご指定いただけます。また、既に「指定代理請求特約」を付加しているご契約についても、改正後の範囲で指定代理請求人を変更いただくことができます。

《指定代理請求人の範囲》

改正前	改正後
① 被保険者の戸籍上の配偶者	① 被保険者の戸籍上の配偶者
② 被保険者の直系血族	② 被保険者の直系血族
③ 被保険者の兄弟姉妹	③ <u>被保険者の3親等内の親族</u>
④ 被保険者と同居または同一生計の被保険者の3親等内の親族	④ <u>被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方</u>
	⑤ <u>被保険者の財産管理を行なっている方</u>
	⑥ <u>死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含む）の受取人</u>
	⑦ <u>その他上記④から⑥までに掲げる方と同等の関係にある方</u>

当社は、今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023

電話：03-6745-6808